

2025年以降の米国知財実務における生成AIの活用状況

特許分野における生成AIの活用事例

米国の特許実務では、生成AI（大規模言語モデルなど）の導入が急速に進みつつあります。多くの特許弁護士が、特許出願明細書の作成補助や先行技術調査にAIツールを試用しています。実際、ある米国弁護士は「5年以内にはほぼ全ての特許ドラフターが何らかの形で生成AIツールを利用するようになる」と予測しています^①。既に明細書の一部や図面説明のドラフト作成、誤字脱字チェックなどルーチン作業でAIを活用し、「今ではそれなしでは非効率でミスが増える」と感じる実務者もいます^②。一方で、特許請求項の起草といった高度な部分では、AIのアウトプットがまだ不十分との声もあります^{① ③}。例えば生成AIは発明の構成要素を含む請求項を書くこと自体は可能でも、微妙な文言選択やクレーム範囲の適切な広狭の判断は経験豊富な人間の専門性が不可欠と指摘されています^③。それでも全般として、特許実務において生成AIは今後も**ドラフティング効率の向上**や**先行技術分析の高速化**に寄与すると期待されています^④。実際、AIによるテキスト要約や関連特許の検索能力を活用し、出願戦略立案や拒絶理由通知への応答文案作成を支援する事例が増えています。また、発明提案書の内容をAIで整理・要約して社内発明評価に役立てるなど、企業知財部門でも活用が模索されています。

商標分野における生成AIの活用事例

商標実務でも生成AIの応用が見られます。例えば、新ブランド名やロゴのアイデア出しに生成AIを使い、創造的な候補を多数生成することが可能です。しかし、その際には**法的リスク**への注意が必要です。生成AIが提案した名称・デザインが既存の商標と類似している場合、知らずに他者の商標権を侵害するおそれがあります^⑤。実際、生成AIで作成したブランド名でも、既登録商標やコモンロー上の未登録商標と衝突する可能性があります。従来どおり専門家によるクリアランス調査が不可欠です^⑤。米国商標法では**先使用権**が重視されるため、生成AIが未登録の周知商標を把握できずに候補を出すリスクも指摘されています^⑤。また、AI生成のロゴについても、そのデザインが学習データ由来の他社有名ロゴに似通うケースでは出願・使用に支障が出る可能性があります。こうした理由から**商標の創出・選定**に生成AIを使う場合、法律事務所や企業内の商標担当者はAIの提案をうのみにせず、必ず人的な法的チェックを行っています^⑤。他方で、USPTO（米国特許商標庁）自体も商標審査にAIを応用する試みを進めており、画像商標の類否検索へのAI導入など、今後商標実務の支援インフラとしてAIが活躍する場面も増える見込まれます。

著作権分野における生成AIの活用事例

生成AIは文章や画像、音楽など様々な創作物の自動生成に利用されており、クリエイティブ業界や著作権法実務に新たな課題をもたらしています。実務上まず問題となるのは、**AIが生成したコンテンツの著作物性**です。米国著作権局は「人間が創作に関与しない純粋なAI生成物は著作権保護の対象にならない」との立場を明確にしており、**完全自動生成の作品は登録を認めていません**^⑥。2023年3月には著作権局がガイダンスを発出し、申請時にAI生成部分を明示・放棄することを求める運用が導入されました^⑦。例えば、人間が撮影した写真にAIで生成した背景を合成した場合、人間の創作部分のみが保護され、AI生成部分は登録申請時に「申請対象外」として申告する必要があります^⑦。また、**学習データ**の問題も深刻です。生成AIの多くはインターネット上の大量のテキストや画像を学習しており、その中には第三者の著作物も含まれます。このため、AI開発企業に対し「学習データセットにどの著作物を用いたか開示せよ」という透明性を求める動きがあります。2024年4月には米下院において、生成AIシステムの開発者に訓練データ中の著作物情報を著作権局へ届け出させる法案（Generative AI Copyright Disclosure Act of 2024）が提出されました^{⑧ ⑨}。この法案はAIの学習過程を透明化し、権利者が自分の作品が無断利用されていないか把握できるようにする狙いがあります^⑨。もっとも、数百万点にも及ぶ可能性がある学習素材を一律に開示させる実効性には疑問も呈されて

います⁹。さらに現在、生成AIによる著作権侵害の成否を巡る集団訴訟（著名作家やアーティストがAI企業を提訴したケース）も進行中であり¹⁰、**著作権法とAIの交錯領域**は極めて流動的です。著作権実務では、クライアントがAI生成物を利用する際に発生しうる権利帰属や第三者権利との衝突について助言したり、契約書にAI生成物に関する保証条項を盛り込むなど、新しい対応が求められています。

営業秘密分野における生成AIの活用事例

営業秘密（トレードシークレット）の管理においては、生成AIの利用は**慎重な対応**が必要とされています。他の知財分野のような積極的活用例はまだ少ないものの、社内の秘密情報を要約・分析する目的でAIを試す企業も出始めています。しかし最大の懸念は、**機密情報がAI経由で流出するリスク**です¹¹。例えば社員がChatGPTなどの公開LLMに自社の秘密情報（製造プロセスや顧客リスト等）を入力すると、そのデータが外部のAIサーバーに送信・保存されます¹¹。その結果、AIが後の他ユーザへの応答でその情報を吐き出してしまったり、AI提供者がデータを分析に利用したりする可能性があります¹¹。米国の営業秘密法では「秘密として合理的に保持する努力」を怠ると保護対象から外れてしまうため、うっかりAIに入力しただけでも**秘密漏えいと見なされ得る**点に注意が必要です¹²¹³。実際、「ChatGPTなどへの入力 は第三者への開示と同視され、営業秘密性を喪失しかねない」という警告を発する法律事務所もあります¹¹¹³。また、AI利用に伴う**輸出規制**上の問題も指摘されています。技術情報が国外サーバーで動くAIに渡ると、それが輸出と見なされる可能性があるため、米国では特許出願に関連する技術を外国に提供する場合に必要な「外国出願許可（Foreign Filing License）」との関係で注意が必要です¹⁴¹⁵。USPTOも2024年のガイダンスで、AI使用時には秘密保持と輸出管理に留意するよう呼びかけています¹⁶¹⁷。他方、AIは営業秘密の発見・保護にも役立ち得ます。例えば膨大な社内文書から潜在的な営業秘密情報を洗い出すAIツールの開発も進んでおり¹⁸、将来的には**社内情報ガバナンス**にAIを活用するケースが増えるでしょう。ただし現時点では、営業秘密分野での生成AI活用はリスク管理が中心課題となっています。

弁理士・法律事務所・企業知財部門での具体的ユースケース

米国の知財専門家たちは、生成AIを業務効率化の新たなツールとして積極的に模索しています。そのユースケースは多岐にわたり、以下のような例が報告されています。

- ・**特許出願書類の自動作成・校正**: 特許弁理士や特許代理人は、AIに発明の要約や実施形態記載のドラフトを書かせたり、完成した明細書の文法チェック・用語統一にAIを使ったりしています²。単純な書式整備や背景技術の記述生成といった定型部分でのAI支援が典型例です。これによりドラフティング作業の効率が向上し、弁理士はクレームのブラッシュアップなど高度な作業に注力できます。
- ・**先行技術調査・分析**: 膨大な特許文献や学術論文の中から関連情報を探し出す作業にもAIが活用されています。生成AIの自然言語処理能力を使って、発明のポイントを入力すると類似技術文献の要約リストを生成したり、関連特許のクレームを比較検討することが可能です。従来はリサーチャーが何日も要していた**先行技術サーチ**を短時間で概観できるとの報告もあります。また侵害鑑定のための特許クレームの比較表作成や、特許ポートフォリオ分析にもAIが試用されています。
- ・**商標クリアランスとブランド創出**: 企業のマーケティング部門や商標担当者は、新商品のネーミング案をChatGPTにブレインストーミングさせるなど、**創造支援ツール**としてAIを使うケースがあります。さらに、生成AIに候補名を入力し「類似する既存ブランドがないか？」と尋ねることで、簡易的な商標クリアランスに利用する試みもあります。ただし前述のとおり、AIが網羅的な権利調査をできるわけではないため、最終判断前に専門調査が不可欠です⁵。
- ・**著作権契約書・申請書のドラフト**: 法律事務所では、著作権譲渡契約やライセンス契約書のひな型作成に生成AIを用い、条項のドラフトを自動生成させるケースも出ています。定型的な契約であればAIが迅速に下書きを作るため、そのレビューと修正に人間が注力するワークフローが実現します。またDMCA通知文の作成補助など、簡易な法的文書の作成にもAIが利用されています。さらに著作権登録申

請において、作品説明文の作成にAIを活用する例もあります（ただしAIが生成した部分は申請時に開示が必要⁷）。

- ・**訴訟実務での調査・文書作成**: 知財訴訟に関連しても、判例リサーチメモの作成や法理の要約に生成AIを用いることが始まっています。例えば類似事件の判決要旨をAIに要約させたり、法廷提出書面の草案（事実関係部分の記載など）をAIが生成し弁護士が推敲する、といった使い方です。ABA（米国法曹協会）の見解でも、**法律調査、契約レビュー、デューデリジェンス、ドキュメントレビュー、規制対応、訴状や法的書面の下書き**など、多くの法務作業で生成AIは有用なアシスタントになり得ると認められています¹⁹。
- ・**社内ナレッジ管理**: 大手の知財法律事務所や企業知財部では、過去の出願データや審査応答履歴、ライセンス契約書のデータベースを社内のプライベートLLMに学習させ、質問に答えたりドラフトを提案したりする**ナレッジベースAI**の構築も模索されています。機密情報を外部に出さず社内でAIを運用することで、前述の秘密保持リスクに対処しつつAIのメリットを享受しようという動きです。

以上のように、生成AIのユースケースは知財実務の幅広い場面に及んでいます。ただし、弁理士・弁護士はいずれのケースでも**最終的な品質と正確性の担保**という重要な役割を果たします。AIの出力はしばしば誤り（**ハルシネーション**）を含むため、専門家がその内容を精査・修正するプロセスが不可欠です⁴。また、クライアント情報を扱う際には守秘義務との兼ね合いから、利用規約の整った安全なAIプラットフォームを選ぶ、あるいは社内規程でAI使用ガイドラインを定める法律事務所もあります。米国では2023～2024年にかけて複数の法律事務所が生成AI利用ポリシーを発表し、**誤情報のチェック**や**機密保持への留意**、**クライアントへの事前説明**などを弁護士に義務付けています²⁰²¹。

USPTOによる生成AIに関する方針・ガイドライン

米国特許商標庁（USPTO）は、生成AI時代の知財制度に対応すべく積極的に政策策定を進めています。特に**USPTOに対する出願や手続でAIを使用する場合の留意点**について、2024年に公式ガイダンスが発表されました²²。USPTO長官のカシー・ビダル氏は「安全かつ責任あるAI活用を促進しつつ、USPTO手続の健全性と手続当事者のコスト負担に悪影響が出ないようにする」ことが目的だと述べています²³。このガイダンスでは、既存の規則を改めて引用しつつ、AI利用に伴い注意すべき以下のポイントが示されています²⁴¹⁵。

- ・**誠実かつ公平な義務（Duty of Candor and Good Faith）**: 出願人や代理人はUSPTOに対し誠実義務を負っており、提出物の真実性・正確性を保証しなければなりません²⁵。たとえAIが自動生成した文面であっても、虚偽や誤解を招く内容があれば誠実義務違反となり得ます。特許クレームについては「**人間の発明者による実質的貢献が必要**」との前提があり²⁶、AIが提案したクレームをそのまま提出することは発明の帰属面でも問題を生じ得ます。ガイダンスでは、AIツールの利用によって**意図せざる誤情報（AIの幻覚）**が紛れ込まないように、提出前に十分な確認をするよう求めています²⁷²⁸。
- ・**署名要件と認証**: 出願書類や応答書面には代理人（弁理士・弁護士）の署名と、その内容に対する認証（Rule 11.18(b)声明）が必要です。AIが生成した書面であっても、署名者は「自ら内容を読み適切と判断した」ことを保証する責任があります²⁹。したがって、AI任せで中身を理解せず提出すれば、規則違反による制裁（書面の却下や懲戒処分等）を受ける可能性があることに注意喚起されています²⁶。
- ・**秘密保持**: USPTO手続に関連してAIを利用する際、出願人の未公開発明や営業秘密がAI経由で漏洩しないよう注意が促されています¹⁶¹⁷。例えばクラウド型AIサービスを使う場合、機密情報の取り扱いについて契約上・技術上の適切な措置を講じることが推奨されています。また、USPTOの提供するウェブサービスに対しAIを使って過剰な自動アクセス等を行うことも禁止されています³⁰（データスクレイピングによる機密情報流出防止策の一環）。

- ・**外国出願許可と輸出規制**: 特許発明に関する技術情報を外国に提供するには外国出願許可が必要ですが、AIツールのサーバー所在地によっては、AI利用が事実上の**技術輸出**に該当し得ます¹⁶¹⁷。USPTOは「AI利用前にそのサービスが米国内で動作しているか確認し、必要なら許可を取得すること」を求めています¹⁶。

USPTOはこのガイダンス発表後も、AIと知財の交差点に関する政策検討を継続中です³¹³²。例えば**AI創作物の発明性・特許適格性、AIによる著作物利用の透明性、AI開発におけるデータ提供と営業秘密保護**などについて、商務省長官や他機関とも連携して検討を進めています³³。さらに2023年にはAIと発明者資格（Inventorship）の問題に関する意見募集を行い、AIを発明者として認めないとする現在の取扱いを再確認しています（連邦巡回控訴裁判所も2022年にAIを発明者と認めない判決を維持³⁴）。2025年1月にはUSPTOが包括的な**AI戦略**を打ち出し、庁内業務へのAI活用やAI関連出願の審査指針整備を掲げましたが、政権交代に伴い一時撤回される動きもありました³⁵³⁶。いずれにせよ、USPTOは今後も国内外の議論を踏まえつつ、生成AI時代の知財制度をリードする方針です。

生成AI活用における課題と留意点

生成AIの知財実務への活用拡大に伴い、いくつかの**法的・倫理的課題**も浮上しています。以下、主要な論点をまとめます。

- ・**著作権帰属と侵害**: 前述のとおり、AIが生み出したコンテンツには原則として著作権が認められません⁶。そのため、クリエイターや企業はAI生成物を活用する際に、その法的保護が限定的であることを認識する必要があります。また、生成AIが学習時に他人の著作物を利用している点から、**学習の適法性**や出力コンテンツが他作品に酷似した場合の**二次的侵害**の成否など、未解決の法的問題があります。現在進行中の訴訟結果次第では、AI企業に対する新たな責任論や、ユーザー側の利用条件が見直される可能性もあります。2024年には米国議会や著作権局による制度整備の検討も本格化しており⁸、著作権分野での不確実性が実務上のリスクとなっています。
- ・**特許適格性と発明者問題**: 特許分野では、AIが関与した発明の特許適格性（Patent Eligibility）や発明者の定義が課題です。米国特許法上、発明者は「自然人」に限られると解釈されており³⁷、AIを発明者として出願することは認められていません。これに関連し、人間発明者が十分に関与せずAIが自律的に考案した発明は、そもそも特許を与えるべきかという根本問題も提起されています。また、AI生成物（例：機械学習による新材料の設計など）が高度に創造的であっても、それを特許明細書に記載する際には発明者の寄与を明確にしなければならず、**記載要件**や**発明者適格**の観点で注意が必要です。USPTOは「全てのクレームには人間発明者の実質的創作が必要」と強調しており²⁶、発明の帰属に不透明さがあると**誠実義務違反**を問われかねません。
- ・**秘密保持とプライバシー**: 生成AIを使う上で最も現実的なリスクは、機密情報や個人情報の漏洩です¹¹。公開型のChatGPT等に業務情報を入力すれば第三者提供と同等になり、秘密保持契約や弁護士の守秘義務にも抵触する可能性があります¹¹³⁸。このため、多くの法律事務所や企業は**AI利用ポリシー**を制定し、機微情報の入力禁止や利用時の承認制等を設けています。また、AIベンダーとの契約でも、入力データの取り扱い（学習への再利用をしない、保存期間を限定する等）について確認が重要です。弁護士の倫理規定上も、テクノロジー使用にあたっては**合理的なデータ保護措置**を講じる義務（ABAモデル規則1.6など）があり、2024年のABA見解も「AIツール毎に情報保護の能力が異なるため、ケースバイケースでリスク評価をせよ」と助言しています²¹。
- ・**誤情報と品質管理**: 生成AIは流暢な文章であり**そうな回答**を生成する反面、事実無根の情報（**AIの幻覚**）を混入させることがあります⁴。法的文書で誤った判例引用や事実記載をすると深刻な問題につながるため、AIのアウトプットは必ず人間が検証・修正することが求められます²⁰。実際、2023年には他分野でAIが捏造した判例を引用して弁護士が制裁を受ける事件も発生し、知財分野でも他山の石とされています。ABAの倫理見解512号（2024年）も「AIの出力に無批判に依拠することは専門

能力義務違反となり得る」と警鐘を鳴らし²⁰、**弁護士の独立した判断と検証**が不可欠であるとしています。

- ・**責任の所在**: AIが関与した業務成果に誤りや権利侵害があった場合、その責任が誰に帰属するかも問題です。現状ではAIは道具に過ぎず、**最終責任は利用した専門家（弁護士・弁理士）にある**と考えられています²⁰。したがって、たとえAIが提案した文章でも提出書類の内容について代理人が全面的に責任を負うことになります。専門家はAIを監督・管理すべき存在と位置付けられており、不適切な利用によって依頼者に損害を与えれば**職業責任**を問われる可能性があります。この意味で、AIの活用には常に「**人間のコントロール**」がセットが必要です。

最新動向と将来予測

生成AI技術は日進月歩で進化しており、それに伴い知財実務の在り方も中長期的に大きく変化すると予測されています。2025年時点での最新動向と将来の展望をいくつか挙げます。

- ・**実務への定着と当たり前のツール化**: 2023～2024年にかけて生成AIは一気にブームとなりましたが、2025年以降は法務分野でも**不可欠なインフラ**へと定着していくとみられます。ある論者は「生成AIツールとその後継技術は既に法務サービス提供の現場に定着し、効率と品質の向上に貢献している」と述べています⁴。今後は多くの知財プロフェッショナルがAIを使うこと自体が平常となり、特に単純反復的な作業はAIに任せ、人間は戦略立案やクリエイティブな判断に集中する流れが強まるでしょう⁴。実際、「AIを使いこなすこともプロの能力の一部」として期待される時代になるとの指摘もあります³⁹。
- ・**新しい職域・役割の創出**: AI時代の知財実務では、従来になかった職域やスキルが求められます。例えば、AIが生成した大量の発明アイデアから有望なものを見極める「**発明選別エンジニア**」のような役割や、AIに適切な指示（プロンプト）を与えて望ましいアウトプットを得る「**プロンプトエンジニアリング**」のスキルが注目されています。知財部門でも、技術と法務の両面に精通しAIを駆使できる人材の需要が高まるでしょう。また、生成AIによる契約文の自動交渉や特許クレーム自動解析など、**AIと人間の協働**によって新たなサービス形態が生まれる可能性もあります。
- ・**業務プロセスの再構築**: AIの導入は単にツールが増えるだけでなく、業務プロセスそのものを変革します。例えば特許出願のライフサイクルにおいて、AIが先行技術調査結果を逐次アップデートし、それに基づいてクレームを動的に修正していく**インタラクティブな出願戦略**が可能になるかもしれません⁴⁰。商標の分野では、グローバルに公開されたブランドデータをAIが常時監視し、自社ブランドの侵害兆候をリアルタイム検知するシステムが一般化するでしょう。著作権管理では、ブロックチェーンとAIを組み合わせるコンテンツ利用状況を追跡・自動ライセンスする仕組みが検討されています。こうしたプロセス革新により、**知財業務のスピードとスケール**が飛躍的に拡大すると期待されています。
- ・**法制度の整備と国際協調**: 技術の進展に合わせ、知財法制も動的に変わることが予想されます。米国では今後、AI生成物の保護や、AI発明に対する新たな知財カテゴリーの創設が議論になる可能性があります。例えば「データセットの権利」や「AIモデルの発明者不在時の取り扱い」といった新概念が登場するかもしれません。また、生成AIはグローバルな課題であるため、各国の特許庁やWIPO（世界知的所有権機関）を通じた**国際ルール作り**も進むでしょう。既に欧州や中国でもAIと知財に関する検討が活発であり、米国USPTOも各国機関との対話を深めています³²。将来的には、AIの出力物に関する**国際的な登録制度**や、AI関連発明の審査基準の共通化なども視野に入ってくるでしょう。
- ・**倫理・社会的影響への対応**: 知財実務にAIを取り入れることで、業界の倫理観や社会的責任も問われる局面が出てきます。AIの偏りや差別の可能性、ひいては創造性とは何かといった哲学的問題にも知財専門家が向き合う必要があるかもしれません。ABAの倫理ガイダンスでも「テクノロジーの能力と限

界を理解した上で責任を持って使うこと」が強調されています⁴¹。将来、AIがさらに高度化し**半自動的に知財業務を行う**レベルに達した場合でも、人間の法律家が最終的なモラルコンパスとして機能することが求められるでしょう。

以上のように、2025年以降の米国知財実務において生成AIは「**協働するパートナー**」としての地位を確立しつつあります。効率化や新サービス創出のポテンシャルは極めて大きい一方、法律専門職としての慎重さと責任ある対応がこれまで以上に重要となります。信頼性の高い情報源を注視しながら、自らの実務に適した形で生成AIを取り入れていくことが、今後の知財プロフェッショナルに求められる姿勢だと言えるでしょう。

参考文献：（信頼性の高い法務メディア・専門機関発表を中心に引用）

【44】 Clint Mehall, “AI Tools for Patent Drafting: LLMs Will Likely Never Write Claims as Well as Humans,” IPWatchdog (April 21, 2024) ¹ ² . 特許ドラフティングにおける生成AIツールの活用状況と限界について述べた記事。

【38】 Dennis Crouch, “Using AI in your Patent Practice,” Patently-O (April 10, 2024) ⁴ . 特許実務における生成AIツールの定着と課題、USPTOのガイダンスへの言及。

【25】 Eric Clendening, “Trademarks and Generative AI 101,” Flaster Greenberg (2024) ⁴² ⁵ . 商標分野での生成AI活用のメリット・リスクについて解説したブログ記事。

【31】 Ewerton Barroso, “New Generative AI Copyright Disclosure Act of 2024 Introduced,” BYU Copyright Office Blog (April 29, 2024) ⁸ ⁶ . 米国著作権法が生成AIに直面している課題（法案動向や著作権局の方針）をまとめた解説。

【37】 León Cosgrove Jiménez LLP, “ChatGPT: Business Use May Cause Loss of Trade Secret Protections...,” (March 8, 2023) ¹¹ ¹³ . ChatGPT利用による営業秘密喪失リスクや秘匿特権放棄の危険を論じた法律事務所のニュース記事。

【15】 Steve Herman, “ABA Issues Formal Guidance for Use of Generative AI: An Update to Ethical Rules...,” Fishman Haygood LLP via JD Supra (August 21, 2024) ¹⁹ ²⁰ ²¹ . ABA倫理見解512号の内容（弁護士のAI利用における注意点：専門能力・守秘義務・クライアント説明・法廷への誠実さ等）を要約。

【4】 USPTO, “USPTO issues guidance concerning the use of AI tools by parties and practitioners,” USPTO News & Updates (April 10, 2024) ²² ²³ . USPTOによる生成AI利用に関する公式発表（同日付連邦官報通知の概要）。

【8】 Federal Register, “Guidance on Use of AI-Based Tools in Practice Before the USPTO,” 89 FR 25609 (April 11, 2024) ²⁴ ¹⁵ ²⁷ . USPTOが公表したAIツール利用に関するガイダンス全文（既存規則の適用解説部分）。

【10】 Federal Register, 同上 ²⁶ . 上記ガイダンス中の、特許クレーム作成と人間発明者の関与に関する言及部分。

- 1 2 3 40 **AI Tools for Patent Drafting: LLMs Will Likely Never Write Claims as Well as Humans**
<https://ipwatchdog.com/2024/04/21/ai-tools-patent-drafting-llms-will-likely-never-write-claims-well-humans/>
- 4 **Using AI in your Patent Practice | Patently-O**
<https://patentlyo.com/patent/2024/04/using-patent-practice.html>
- 5 42 **Generative AI's Impact on Trademark Law: Navigating Legal Risks | nquiringminds Ltd**
<https://nquiringminds.com/ai-legal-news/generative-ais-impact-on-trademark-law-navigating-legal-risks/>
- 6 7 8 9 10 **New Generative AI Copyright Disclosure Act of 2024 Introduced**
<https://copyright.byu.edu/new-generative-ai-copyright-disclosure-act-of-2024-introduced>
- 11 12 13 38 **ChatGPT: Business Use May Cause Loss of Trade Secret Protections, Waiver of Privilege, and Other Harms - León Cosgrove Jiménez, LLP**
<https://leoncogrove.com/news/chatgpt-business-use-may-cause-loss-of-trade-secret-protections-waiver-of-privilege-and-other-harms/>
- 14 15 16 17 24 25 26 27 28 30 **Federal Register :: Guidance on Use of Artificial Intelligence-Based Tools in Practice Before the United States Patent and Trademark Office**
<https://www.federalregister.gov/documents/2024/04/11/2024-07629/guidance-on-use-of-artificial-intelligence-based-tools-in-practice-before-the-united-states-patent>
- 18 **Can AI help companies identify and protect their trade secrets?**
<https://insights.ropers.com/post/102ijvc/can-ai-help-companies-identify-and-protect-their-trade-secrets>
- 19 20 21 39 41 **ABA Issues Formal Guidance for Use of Generative AI: An Update to Ethical Rules for Using Generative AI in Your Practice | Fishman Haygood LLP - JDSupra**
<https://www.jdsupra.com/legalnews/aba-issues-formal-guidance-for-use-of-4807467/>
- 22 23 29 31 32 33 **USPTO issues guidance concerning the use of AI tools by parties and practitioners | USPTO**
<https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-issues-guidance-concerning-use-ai-tools-parties-and-practitioners>
- 34 37 **PowerPoint Presentation**
<https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/business-methods-ai-guidance-sept-2024.pdf>
- 35 **USPTO Withdraws Biden Era AI Strategy - Patently-O**
<https://patentlyo.com/patent/2025/03/withdraws-strategy-policy.html>
- 36 **Embracing The AI Frontier: USPTO's Strategic Vision**
https://cameronacademy.com/embracing-the-ai-frontier-usptos-strategic-vision/page/172/?srsltid=AfmBOoo8dfcNYlLwcdaxjIHrNy_6_4J0IzXDivzRKALUcl0fMv3Rwzy9